

## 信義誠実の原則(信義則)

信義誠実の原則（＝信義則）を調べてみますと、次のように記されていました。

▶信義誠実の原則（＝信義則）とは、

- ①私法上、権利の行使や義務の履行にあたり、社会生活を営む者として相手方の信頼や期待を裏切らないように誠意を持って行動することを求める法理、
- ②社会共同生活において、権利の行使や義務の履行は、互いに相手の信頼や期待を裏切らないように誠実に行わなければならないとする法理、を言います。

信義誠実の原則（＝信義則）を、簡単に言うと、次のように言うことができます。

①私たちの社会は「信頼」に基づいて成立しているので、お互いに「信頼」を裏切らないように行動しなければならない、②他人を裏切ったり、不誠実なことをしたりすることがないように行動しましょう、ということです。

それでは、信義誠実の原則（＝信義則）を法律等の面から見ていきます。

▶民法では

民法の第一条第2項に規定されているのが、民法の基本原則です。

民法の基本原則は、①公共の福祉、②信義誠実の原則（＝信義則）、③権利濫用の禁止の3つから構成されています。

→民法 第一編 総則 第一章 通則（基本原則）

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3 権利の濫用は、これを許さない。

このように、日本では、信義誠実の原則は、民法第一条第2項に規定されています（昭和22年法律第222号により追加された）。

▶民事訴訟法では

また、民事訴訟法においても、平成8年成立の現行法において、第二条に訴訟上の信義則についても規定されました。

第一編 総則 第一章 通則（趣旨）

（裁判所及び当事者の責務）

第二条 裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。

▶4つの派生原則

また、信義則は、抽象的な概念であるため、勝手な使い方をされてしまう危険性があります。そのため、次のような4つの派生原則があります。

### 1. 禁反言の法則（エストoppelの原則）

これは「自分がとった言動に相反する主張をすることは許されない」とする原則です。

Aと言っていたのでそれを信じて行動を起こしたのに、次の日になったらAではなくBと言い出した、という場合は相手方の信頼を裏切ることになります。このような行為は、信義則に反するので許されません。

## 2. クリーンハンズの原則

自ら法を尊重するものだけが、法の救済を受けるという原則で、自ら不法に関与した者には裁判所の救済を与えないという意味です。つまり、自分は法律違反をしておきながら、法律で助けてくれと言うことは許されないということです。

具体的条文への表れとしては、日本民法 130 条（条件成就の妨害）、日本民法 708 条（不法原因給付）があります。

## 3. 事情変更の原則

契約時の社会的事情や契約の基礎のなった事情に、その後、著しい変化があり、契約の内容を維持し強制することが不当となった場合は、それに応じて変更されなければならない。

つまり、**契約の締結時に予想できないような社会事情の変更が発生した場合に、契約内容を変更できる**という原則です。

その要件は 4 つあり、その 4 つの要件のすべてを満たす必要があるとされています。

①著しい事情変更が生じたこと、②契約締結時に事情変更を予見することができなかったこと、③当事者の責に帰することができない事由によって生じたものであること、④元の契約をそのまま適用すると著しく不合理な結果となること、です。

具体的条文への表れとしては、借地借家法 11 条（地代等増減請求権）、借地借家法 32 条（借賃増減請求権）があります。

## 4. 権利失効の原則

権利者が信義に反して権利を長い間行使しないでいると、権利の行使が阻止されるという原則です。

つまり、**長期間権利行使しなかった場合には、権利行使できなくなる**という原則です。長期間権利行使がないと、もはや権利行使はないと信頼するので、突然権利行使することは信義誠実の原則（＝信義則）に反し許されないというものです。この権利失効は、時効と似ていますが、時効は法律で定められた期間、権利行使がない場合に生じるのに対し、権利失効は、時効期間経過前であっても、権利行使がないと信じて行った場合には個別事案に応じて権利行使が否定されるというものです。この原則により、消滅時効、除斥期間よりも前に権利が行使できなくなる場合があります。

**【参考】[税法における信義則の適用について](#)**—その法的根拠と適用要件（国税庁のホームページより抜粋）  
何人も、社会共同生活の中においては、その一員として信義に合し誠実を旨として行動することを要請される。この倫理的規範を法律において尊重し、法律関係もこれに準拠すべきことを要求するのが、ドイツ法的に言えば信義誠実の原則あるいは信義則（Treu und Glauben）であり、英米法的に言えば禁反言の原則（estoppel）であるが、以下本稿においてはこれを「信義則」ということとする。


信義則は、公序良俗の観念とともに、法と道徳との調和を図るための重要な観念とされ、もともと私法の分野で私法上の法律関係を律する（沿革的には債務の誠実な履行を旨とした）基本的な法理の一つとして発展してきたものである（注 1）。

・・・略・・・

なお、税法における信義則は税務官庁及び納税者の双方に適用されるべきものであるが、本稿においては特に税務官庁側に適用される場合について検討を試みたい。

（注 1）民法第 1 条第 2 項に定める「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」の規定は、従前から、判例学説によって、裁判の具体的妥当性を実現すべき私法上の原理として認められていたところ、ほぼ理論的にも確立されたということで、昭和 22 年の民法改正の際明文化された。

税務大学校 租税理論研究室 助教授品川 芳宣

参考： 信義則（信義誠実の原則）とは？民法による規定と判例、派生した原則 他